

議案第20号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪府高槻市野田3丁目8番13号
西垣 滋
- 2 債 権 の 内 容 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護給付に係る
徴収金及びこれに対する遅延損害金の納付に係る連帯保証
契約に基づく債権
- 3 放棄する債権の額 金788,401円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができ
る見込みがないため

令和3年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

介護保険法に基づく介護給付に係る徴収金及びこれに対する遅延損害金の納付に係る連帯保証契約に基づく債権を放棄するため、この案を提出する次第である。